

市立中学校における生徒の多様な活動の場と 機会を確保するための休日の部活動の地域移 行に向けた方針について 答申

令和7年3月

秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会

1 はじめに

部活動の改革について、文部科学省では、中央教育審議会答申及び国会での審議を踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を公表し、休日の部活動を段階的に地域移行していくことを推進する方針を示した。

また、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する方向性を示した。

本市においても、少子化が進んでいく中で、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境作りや教職員の働き方改革の推進が急務となっている。

そこで、令和5年9月に「秩父市中学校部活動地域移行推進協議会条例」が制定された。この条例において「部活動の地域移行」とは、学校における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組のことである。

条例に基づき設置された本協議会では、秩父市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議することとなった。

○学校における部活動の現状及び課題に関すること

○休日における部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること

○そのほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること

そして、本協議会での調査審議の結果により、「市立中学校の部活動において、子どもの多様な体験の機会を確保するための休日部活動地域移行に向けた方針」について、秩父市教育委員会へ答申するものとする。

2 現状と課題

(1) 本市の中学校部活動に係る現状

秩父市立中学校8校の部活動は、これまで学校教育の一環として、大きな役割を担ってきたが、近年、多様化、少子化の急速な進展に伴う生徒と教職員の減少などによって、1つの中学校でチームを編成することが困難になり、部員・顧問を確保することができず、活動の休止、休部、廃部等の措置を取らざるを得ない状況の部活動も存在する。

今後も生徒数・教職員数の減少が見込まれ、これまでのように各中学校の教職員が顧問となって指導を行う部活動の存続が立ち行かなくなる可能性が高くなっている。

ア 中学生（12～14歳）の人口

(秩父市人口推計より)

令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
1,361	1,389	1,377	1,393	1,339	1,281	1,204	1,156	1,104	1,060

イ 令和6年度 部活動設置数

部	男子	女子	男女合同	部	男子	女子	男女合同
ソフトテニス	5	8	0	バスケットボール	6	5	0
ソフトボール	0	2	0	サッカー	3	0	2
卓球	3	1	2	剣道	0	0	3
野球	1	0	2	柔道	1	0	2
バレーボール	1	8	0	陸上競技	0	0	2

吹奏楽	0	0	3	美術	0	0	2
コーラス	0	0	2	コンピュータ	0	0	1
文化総合	0	0	3	音楽	0	0	1
弓道	0	0	1				

ウ 運動部活動加入率 男子 77.3%(525 名) 女子 68.9% (470 名) 合計 73.1% (995 名／1,361 名)

エ 文化部活動加入率 合計 17.5% (238 名／1,361 名)

オ 所属部員不足等により、秩父地区内で合同チームでの大会参加を実施した種目

(ア) 令和6年度 学校総合体育大会秩父郡市予選会(球技・団体種目)※1～3年生参加(6月実施)

- ・野球(秩父第二中と影森中)
- ・サッカー(影森中と吉田中と皆野中)
- ・女子バレーボール(秩父第二中と皆野中)

(イ) 令和6年度 新人兼県民総合スポーツ大会秩父郡市予選会(球技・団体種目)※1・2年生参加(9月実施)

- ・サッカー(高篠中と影森中、吉田中と小鹿野中)
- ・ソフトボール(秩父第一中と高篠中)
- ・女子バレーボール(吉田中と大田中)

(2) 中学生・保護者・教職員による意識の実態(令和6年6月実施「中学校の休日部活動の在り方」アンケート調査より)

ア 調査目的

本アンケートは、秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会において、休日部活動の地域移行について、持続可能かつ多様な環境を一体的に整備するための方策について、検討を進めるために実施するものである。

イ 調査方法

(ア) 期間：令和6年6月5日～30日

(イ) 対象：秩父市立中学校生徒・教職員・保護者、同小学校5・6年生保護者

(ウ) 方法：インターネットによるアンケート調査

ウ 調査結果概要

(ア) 生徒(回答者数1,115／1,361<81.9%>)

休日に「学校部活動で活動したい」と答えた生徒は57%、「地域のクラブで活動したい」と答えた生徒は15%であった。「学校部活動」を選んだ理由として「同じ中学校区の仲間と一緒に活動できるから」が多くを占めた。

「地域のクラブ」を選んだ理由では、「専門的な指導を受けられるから」「希望する種目の活動ができるから」が多くを占めた。28%の「どちらでも活動したくない」生徒のうち88.9%は「休日は休みたい」と回答していた。やってみたい活動は「バドミントン」「卓球」「バレーボール」の順に多かった。

生徒にとっては、部活動は同じ学校の仲間と活動できることと、移動等の心配なくすぐにできることが重要であると捉えている。休日については、自分のやりたい活動に取り組みたいと考える傾向が強い。

(イ) 教職員(回答者数105／137<76.6%>)

94.3%の教職員が部活動に対して教育的意義を感じており、「生徒が授業や行事等では学べないことを学べること」「生徒が友達や先輩・後輩と一緒に活動できること」から、約7割は今後も必要だと回答していた。約8割は部活動にやりがいを感じるとの回答であった。一方で80.3%は部活動にストレスも感じることもあると回答しており、「校務や部活動の両立」「自身の家庭との両立」が主な要因となっていた。休日部活動の地域への移行には51.4%が賛成と回答しており、主に「教員にとって部活動の負担は大きいから」との回答であった。

「中学校教職員が地域クラブ指導参加を希望する場合、どのような種目であれば可能か」という質問に対し、20名の教職員が希望しており、該当種目については「サッカー、柔道、剣道、陸上、ソフトテニス、野球」と回答している。

教職員にとって、部活動は教育的意義が高く、やりがいも大きいものであるが、公私ともに負担の大きいものであり、部活動の在り方に見直しを求める傾向が強く見られる。

(ウ) 中学生保護者（回答者数 830／1,361<61.0%>）

地域のクラブに所属している生徒の保護者の6割以上が、メリットとして「質の高い指導を受けられること」「他校の生徒と人間関係をつくることができること」「学校部活動にはない活動に取り組めること」と答えていた。課題は「地域のクラブの活動場所までの送迎」との回答が多く見られた。月ごとの負担額は5,000円以内が57.8%で、10,001円以上も24.8%であった。

地域のクラブに所属していない生徒の保護者のうち83.5%は地域のクラブに所属することに賛成と回答していた。その理由は「取り組みたい種目の活動ができるため」「専門的な指導を受けられることができるため」が多く見られた。学校部活動を地域のクラブが担うことについては87.3%が賛成と回答していた。「専門的な指導を受けること」をメリットとして捉えているが、活動場所までの移動や保護者の送迎を課題だと感じる回答が多く見られた。適当と考える費用負担については、5,000円以内が89.5%で、10.5%は無料との回答であった。

(エ) 小学校5・6年生保護者（回答者数 715／906<79.0%>）

地域のクラブに所属している児童の保護者は40.1%おり、メリットとして「他校の児童と人間関係をつくることができる」「学校の授業やクラブ活動等にはない活動に取り組める」を挙げる回答が多く見られた。課題は「地域のクラブの活動場所までの送迎」「クラブの活動運営への協力」との回答が多く見られた。月ごとの負担額は1～5,000円以内が71.4%で、「無料」の回答も複数見られた。

児童が中学進学後、休日の学校部活動の代わりに、地域のクラブで活動することについては、78.3%が賛成と回答していた。その理由は「子供に合ったクラブを選択することができる」「取り組みたい種目の活動ができる」「専門的な指導を受けられることができる」が多く見られた。活動場所までの移動や保護者の送迎を心配だと感じる回答が多く見られた。適当と考える費用負担については、5,000円以内が89.2%であった。

保護者は、子どもに合った活動が実現できるという観点で、地域クラブへの移行を概ね好意的に感じている。一方、送迎や活動費用等、保護者の負担増を懸念している。引き続き、移行に向けて丁寧な説明が求められる。

3 休日の部活動地域移行の必要性およびメリットについて

部活動を地域に移行していくことで、学校単位で実施可能な種目・分野での活動でなく、地域という広い範囲で、生徒の多様なニーズに応じた活動を指導者の下で行うことが可能となる。また、中学生にとっては、同じ趣味をもった他校生や多世代間での交流を通じた楽しさを味わうことができる。地域にとっては、生徒が参加することで地域クラブ活動の活性化を図ることができる、既存施設を有効活用できるといったメリットが考えられる。

なお、本市では、県の方針に沿い、令和8年12月をもって休日の部活動を中止し、令和9年1月より休日の活動を地域クラブへ移行することが望ましい。この移行にあたり、生徒にとっては自校以外の生徒や指導者との交流ができるといったメリットもある。そこで、令和8年12月までの部活動実施期間内に月1回程度、既存部同士で休日の合同部活動を計画・実施することで、生徒が他校生徒や指導者と交流を段階的に図ることができる。この合同部活動の機会により、生徒は学校単位だけでなく人間関係の広がりに希望と見通しをもつことができ、その後の地域クラブ

移行時により抵抗感を少なく参加することにつながるものとする。また、この合同部活動実施は、指導者である現職教員や外部指導者が複数での協働した指導の良さを実感する機会になるとともに、地域クラブ指導に関心のある方たちが中学生の活動の実態を見学できる場としての設定も可能である。このように、合同部活動実施は、生徒・指導者双方にとって地域クラブ移行に向けた段階的な準備の機会として非常に有効な機会となる。

休日の合同部活動および地域クラブ活動の詳細については、この後、6・7で記載する。

4 休日の部活動の地域移行に係る基本方針

【基本方針】

- I 生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を継承する
- III 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る
- IV 持続可能な運営費用財源を検討する
- V 中学校教職員の勤務時間に配慮した活動を行う

5 休日の部活動の地域移行に向けた具体的施策

(1) 基本方針Ⅰ 生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実を図る

- ア 【学校部活動】学区にとらわれない地域の教育力の活用（休日の合同部活動実施）→学校
- イ 【地域クラブ活動】各種団体との連携（既存地域クラブ、市スポーツ協会、スポーツ少年団、公民館活動等）
- ウ 【地域クラブ活動】生徒のニーズに応じた活動機会の設定（定期的な生徒の実態調査と地域クラブの調査・紹介）→教委、市民スポーツ課、生涯学習課
- エ 【地域クラブ活動】地域クラブ設立支援（指導者研修計画・活動場所等環境整備）
→教委、市民スポーツ課、生涯学習課

(2) 基本方針Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を継承する

- ア 【学校部活動】合同部活動を通じた他校生徒や多世代間での交流による生徒の健全な人格形成 →学校
- イ 【学校部活動】合同部活動の推進 →学校
- ウ 【地域クラブ活動】学区を越えた地域の人々や多世代間での交流による生徒の健全な人格形成 →地域クラブ
- エ 【地域クラブ活動】地域クラブ活動加入の推奨（教委・学校が生徒の所属・活動状況を把握）→教委、学校
- オ 【地域クラブ活動】地域クラブ指導者研修の計画 →教委、市民スポーツ課、生涯学習課
- カ 【地域クラブ活動】中学生が安心して活動に参加できる団体としての認証→教委、市民スポーツ課、生涯学習課
※技能向上だけでなく楽しむことを目的とした団体も含めた紹介
(→【資料1】秩父市中学生地域クラブ活動協力団体一覧表(案))
- キ 【地域クラブ活動】中学生が目標に向かって活動するための大会参加等の調整
→市民スポーツ課、生涯学習課、(中体連→教委)

(3) 基本方針Ⅲ 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る

- ア 【学校部活動・地域クラブ活動】新たな運営母体を設けず、部活動期間は学校、地域移行後は、地域クラブが主体となった運営実施。教育委員会による生徒の所属・活動の把握および実態に応じたクラブの運営支援の計画。
- イ 【学校部活動】外部指導者の活用（→学校）、部活動指導員制度の研究（→教委）

- ウ 【学校部活動】 合同部活動を通じた顧問同士の交流による指導力の向上 →学校
- エ 【学校部活動】 合同部活動における中学生と地域クラブメンバーの交流・合同練習
→学校、教委、市民スポーツ課、生涯学習課
- オ 【学校部活動・地域クラブ活動】 保護者間の協力体制（コミュニティ）の確立 →保護者
- カ 【地域クラブ活動】 秩父市中学生地域クラブ活動協力団体一覧表の充実・活用
→教委、市民スポーツ課、生涯学習課

（４）基本方針Ⅳ 持続可能な運営費用財源を検討する

- ア 【地域クラブ活動】 中学生部活動地域移行推進事業補助に係る予算の確保→教委、市民スポーツ課、生涯学習課
- イ 【地域クラブ活動】 休日における学校施設開放を活用した活動場所の確保 →市民スポーツ課、生涯学習課
- ウ 【地域クラブ活動】 移行後の受益者負担の抑制 →教委

（５）基本方針Ⅴ 中学校教職員の勤務時間に配慮した活動を行う

- ア 【学校部活動】 外部指導者を活用した部活動運営 →学校
- イ 【学校部活動】 合同部活動による顧問同士の情報共有・指導分担 →学校
- ウ 【地域クラブ活動】 教職員の兼職・兼業の承認と時間外勤務時間の把握 →教委・学校
(兼職・兼業の場合には、時間外在校時間＋地域クラブの指導時間で月計 80 時間以内)

6 休日の合同部活動について

（１）合同部活動の特徴

- ア 2校以上の部活動が1か所に集まり練習を行う。
- イ 中心となる指導者が、学校の枠を超えて参加する生徒全体の指導に当たる。
- ウ 指導者は、顧問または各学校が認めた外部指導者が務める。

（２）合同部活動の良さ

- ア (生徒) 単独校の部活動ではできない練習ができる。
- イ (生徒) 指導経験豊かな指導者からの専門的な指導が受けられ、技能向上につながる。
- ウ (顧問) 指導技術や方法を学ぶことができ、自校単独での活動に役立てることができる。
- エ (生徒・顧問) 他校生徒や指導者との関わりが増え、交流の楽しさを味わうことができる。

（３）合同部活動の課題

- ア (生徒) 自校以外で活動する場合、活動場所までの移動に負担がかかる。
- イ (各校顧問) 練習日程や交通手段の確保が必要となり、運営に負担がかかる。
- ウ (各校顧問・生徒) 自校チームのみでの練習機会が減少する。
- エ (生徒) 自校顧問との関係が希薄になる。

（４）休日の合同部活動から地域クラブ活動への移行のメリット

- ア 合同部活動の実施により、地域クラブ活動移行時に想定される環境に順応できるようになる。
 - (ア) 自校の顧問以外から指導を受けることができる。
 - (イ) 他校生徒とともに活動を行うことができる。
 - (ウ) 自校以外の活動場所まで通い慣れることができる。(徒歩、自転車、公共交通機関、保護者送迎等)
- イ 合同部活動実施期間中に、地域クラブの体制を充実させることができる。

(5) 休日の合同部活動実施に向けたスケジュール

ア 運動部活動

【令和7年度】

- ・各種目の市専門委員長が部ごとの合同部活動計画（活動場所、日程、指導者）を立てる。
（月1回程度、可能な範囲で複数回実施）※活動場所は複数にわたることが考えられる。

【令和7～8年度】

- ・学校は、部ごとの活動計画を把握し、各種目ごとに、活動計画に沿って合同部活動を実施する。

イ 文化部活動

【令和7年度】

- ・各校顧問は、近隣校等で可能な範囲で部ごとの合同部活動計画（活動場所、日程、指導者）を立てる。
（土・日に部活を行う場合は、月1回程度、可能な範囲で複数回実施）

【令和7～8年度】

- ・学校は、部ごとの活動計画を把握し、各種目ごとに、活動計画に沿って合同部活動を実施する。

ウ 実施パターン

【ケース1】全中学校の生徒が、固定の1校に集まって活動する。

（該当の部を有する学校数が少ない、該当種目の合計部員数が少ない場合）

【ケース2】2～3校ずつ複数の学校に集まって活動する。

（該当の部を有する学校数が多い、該当種目の合計部員数が多い、近隣校同士で同一の部を有する場合）

【ケース3】活動する学校を持ち回りにして活動する。

（該当の部を有する学校同士が遠い、会場校の負担を軽減したい、移動の負担を均等にしたい場合）

【ケース4】活動場所を、学校以外の施設に設定する。

（気象条件等を気にせず活動したい、会場校の負担を軽減したい場合）

(6) 部活動実施期間における学校の方針

ア 校長は、以下の点を校内で所属職員へ前向きに伝え、共通認識を図る（学校現場の共通認識→環境整備）。

- （ア）合同部活動の意義を周知する。
- （イ）生徒の意思を尊重し、地域クラブでの意欲的な活動を公的に認める。
- （ウ）令和9年度入学試験までは調査書への部活動実績欄がある。地域クラブでの活動を把握し、部活同様の記入となるよう配慮する。

イ 学校として以下のような生徒の活動を公的に部活動代替として認めるかどうか検討し、共通理解を図る。

- （ア）休日だけ地域クラブで活動を行っている生徒
- （イ）校内で部活動として活動、休日は地域クラブ活動の意向のある生徒

ウ 運営は従来の部活動と同様の体制で行う。

7 休日の地域クラブ活動について

(1) 地域クラブ活動の特徴

- ア 地域でスポーツや文化活動に同じ趣向をもつ生徒同士が所属し、専門的な指導者の下、活動を行う。
- イ 地域クラブによっては、①中学生のみが所属するクラブ、②中学生だけでなく小学生や高校生も所属するクラブ、

③多世代が参加するクラブの場合もある。

ウ 指導者は、専門的経験のある者が務める。兼職・兼業で現職の教員が指導者となることはできる。

エ 運営は地域クラブにおいて行う。

(2) 地域クラブ活動の良さ

ア (生徒) 指導経験豊かな指導者からの専門的な指導が受けられ、技能向上につながる。

イ (生徒) 他校生徒や指導者との関わりが増え、人間関係が広がる。

ウ (生徒) 平日部活動と休日クラブ活動による大会参加の選択肢が増える。

エ (指導者) 活動意欲のある生徒が集まるため、指導にやりがいがある。

(3) 地域クラブ活動の課題

ア (生徒) 活動場所までの移動に負担がかかる。

イ (生徒) 参加費用は基本的には受益者負担となる。

ウ (生徒) 団体種目について、生徒が休日クラブ、平日部活動における参加の選択により、人数不足で参加できなくなる団体が発生する可能性がある。

エ (指導者) 参加中学生の学年、技能差があるため、指導方法の工夫改善に時間を要する。

(4) 地域クラブ活動のモデル例

ア 既存の地域競技連盟団体や地域クラブが、引き続き中学生を受け入れるモデル例

イ 既存の地域クラブの運営・指導体制を参考にして、新たに中学生を指導する団体を設立するモデル例

ウ 既存の民間スポーツクラブが、中学生を受け入れるモデル例

エ スポーツ少年団と連携し、中学生を受け入れるモデル例

オ 合同部活動を引き継ぎ、教職員や外部指導者などの地域の指導者が中心となり、中学生を受け入れるモデル例

カ 既存の地域クラブの公民館等の活動に、中学生が参加するモデル例

キ 有志の保護者等が指導者となって、新たに中学生を指導するクラブを設立するモデル例

(5) 秩父市教育委員会の関わり

ア 秩父市教育委員会は、地域クラブの活動内容を把握する。

イ 秩父市教育委員会は、学校や地域クラブから生徒の参加情報を収集する。

ウ 秩父市教育委員会は、地域クラブの安全な活動の実施に向けて下記の取組を行う。

(ア) 本来の部活動の教育的意義、安全確保、ハラスメント防止等について、研修を実施する。

(イ) 秩父市の関係部署と連携し、地域クラブの指導者へ資質向上に係る様々な研修会を広く紹介する。

エ 秩父市教育委員会は、地域クラブから、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行う。

オ 秩父市教育委員会は、生徒が興味関心に応じて活動が選べるように、地域クラブの活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して周知する。

カ 秩父市教育委員会は、中学生を受け入れる地域クラブへ費用補助を行う（予算を確保し負担軽減となるよう、制度設計を行う）。

(6) 学校の関わり

ア 学校は、休日の中学生受入クラブへは積極的に学校施設開放をする（活動場所の確保）。

イ 学校は、当該校の施設を使用する地域クラブと連携を図る。

ウ 学校は、当該校の生徒の地域クラブへの参加状況の把握に努めるとともに、随時、情報提供する。

エ 生徒同士、生徒と指導者とのトラブルについては、原則、地域クラブ内で解決を図るものであるが、学校が生徒や地域クラブより報告・相談を受けた際、適切な指導助言をする。

8 休日部活動地域移行のスケジュール

- (1) 【R5～7 年度：活動環境整備期間】☆休日合同部活動の推進を図る
 - (2) 【R8～10 年度：活動環境定着期間】☆部活動から地域での活動に準備ができたところから段階的に移行
- ※ 詳細は【資料2】「休日の部活動地域移行スケジュールについて」参照

9 その他

秩父市教育委員会は、部活動の地域移行について、必要に応じて本方針を改定する。

10 おわりに

本協議会での調査審議の結果により、「市立中学校の部活動において、子どもの多様な体験の機会を確保するための休日部活動地域移行に向けた方針」について、以上のように、秩父市教育委員会へ答申するものとする。

11 《参考情報》

(1) 本協議会実施記録

- R5. 9 月 「秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会条例」制定に伴い協議会設置
- R6. 1 月 第1回秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会開催
- R6. 3 月 第2回秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会開催
「市立中学校の休日の部活動地域移行に向けた方針について」（諮問）
- R6. 5 月 部活動地域移行に向けた方針について教職員・保護者へリーフレット（→【資料3】）配布
- R6. 6 月 教職員・保護者・生徒へ「中学校の休日部活動の在り方」アンケート実施
秩父市校長会にて意見交換
- R6. 7 月 「中学校の休日部活動の在り方」アンケート結果集計・分析
- R6. 9 月 第3回秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会開催
アンケート結果を協議会委員へ報告
- R6.10 月 秩父市スポーツ協会理事会で情報提供
- R6.10 月 第4回秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会開催
- R6.12 月 秩父市スポーツ少年団指導者研修会にて部活動地域移行について情報提供
「市立中学校の休日の部活動地域移行に向けた方針について」（中間報告）
- R7. 1 月 第5回秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会開催
- R7. 1 月 秩父市文化団体連合会理事会にて部活動地域移行について情報提供
- R7. 3 月 休日部活動地域移行に係る秩父市立中学校長との懇談会実施
- R7. 3 月 第6回秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会開催
「市立中学校の休日の部活動地域移行に向けた方針について」（答申）